

掲示期間 令和8年3月4日～令和8年3月18日

十日町市公告第 6 号

地域計画（変更案）について（公告）

地域計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画（変更案）を次のとおり縦覧に供します。

当該地域計画（変更案）に係る利害関係人は、地域計画（変更案）について縦覧期間満了の日（令和8年3月18日）までに市に意見書を提出することができます。

なお、利害関係人とは、各地域の農用地等の出し手や受け手、地域の農用地等を借り受ける意向のある者、協議の場に参加した者に限ります。

令和8年3月4日

十日町市長 関 口 芳 史

1 縦覧期間

自 令和8年3月4日から
至 令和8年3月18日まで

2 縦覧時間

開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

- ・十日町市ホームページ
- ・十日町市産業観光部農林課
（十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市役所本庁舎2階）

4 意見書の提出又は異議の申出

意見書の提出については、縦覧場所に備付けの「地域計画（変更案）に対する意見書の提出について」によること。